三鷹市指定介護予防支援事業所（三鷹市西部地域包括支援センター）運営規程

（趣旨）

第１条　この規定は、三鷹市が設置し、社会福祉法人東京弘済園が受託運営する指定介護予防支援事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第２条　事業所は、要支援状態にある高齢者に対し、可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となる事を予防し、自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定介護予防支援を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第３条　事業所は、次の方針に基づき事業運営を行うものとする。

一　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な介護保険サービス及び保健医療福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう利用者の立場に立って中立公正に行うものとする。

二　介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう目標指向型の計画を策定するものとする。

三　利用者による主体的な取り組みを支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援するものとする。

四　関係区市町村、介護保険サービス及び地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

五　自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（センターの名称）

第４条　事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名　称　　三鷹市西部地域包括支援センター

所在地　　東京都三鷹市深大寺２丁目２９番１３号

（職員の配置）

第５条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

一　管理者　　１名

管理者は、事業所の職員の管理、指定介護予防支援の利用申し込みに係る調整及び業務の管理を一元的に行う。

二　保健師又は看護師　　１名以上

三　社会福祉士　　１名以上

四　主任介護支援専門員　１名以上

五　介護支援専門員　　若干名

２　前項第４号の職員は、介護予防支援計画の作成に関する業務を担当する。

（営業日及び窓口受付時間）

第６条　事業所の営業日及び窓口受付時間は、次の通りとする。

一　営業日　　月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

二　窓口受付時間　午前９時から午後５時まで

三　窓口受付時間外の対応については、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

（指定介護予防支援の提供方法）

第７条　指定介護予防支援の提供方法及び内容は主に次の通りとする。

一　担当職員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者についてその有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに介護予防の効果を最大限に発揮し利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。

二　担当職員は、利用者の希望及びアセスメントの結果、利用者の具体的目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援の内容並びにその期間を定めた介護予防支援計画の原案を作成する。

三　担当職員は、介護予防支援計画を新規に作成した場合や要支援更新認定、要支援状態区分の変更認定を受けた場合については、やむを得ない理由がある場合を除きサービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を指定介護予防サービス事業者等の担当者と共有するとともに当該介護予防支援計画の内容について、担当者から意見求める者とする。

四　担当職員は、介護予防支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

五　担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、サービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも１月に１回聴取するものとする。

六　担当職員は、介護予防支援計画の作成後、介護予防支援計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）及び利用者についての継続的なアセスメントを行い、必要に応じて介護予防支援計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

七　モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくともサービス評価期間終了月及びサービス提供開始月の翌日から起算して３か月に１回もしくは利用者の状況に著しい変化があった時は、利用者の居宅に訪問し、あるいはテレビ電話装置等を活用し、経過の把握（モニタリング）に努めるものする。

八　担当職員は、少なくとも１月に１回モニタリングの結果を記録するものとする。

（利用料等）

第８条　指定介護予防支援の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである場合は、利用者から利用料を徴収しない。

２　通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する事が出来るものとする。

（通常の事業実施地域）

第９条　通常の事業実施地域は、三鷹市西部地域とする。

指定介護予防支援業務の委託）

第１０条　事業所が指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、次の事項に留意して行うものとする。

一　委託に当たっては、三鷹市地域包括支援センター運営協議会の承認を経るものとする。

二　委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者とする。

三　委託する指定居宅介護支援事業者に対し、第 3 条及び第７条の規定を遵守させなければならないものとする。

（職員の質の向上）

第１１条　事業所は、職員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保するものとする。

（職員の健康管理）

第１２条　事業所は、職員に対して定期健康診断の実施など健康の保持増進のための必要な措置を講じるものとする。

（秘密保持）

第１３条　職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。なお、職員でなくなった後においても同様とする。

２　事業所は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者の同意を得なければならない。

（虐待等の禁止・身体的拘束適正化）

第１４条　従事者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

ア．殴る、蹴る等、直接利用者の身体に侵害を与える行為。

イ．二　強引に引きずるようにして連れていく行為。

ウ．食事を与えないこと

エ．利用者の年齢及び健康状態からみて必要と思われる休養を与えないこと。

オ．乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

カ．言葉等による精神的苦痛を与えること。

キ．性的な嫌がらせをすること。

ク．当該利用者を無視すること。

２　虐待等の発生の防止・身体的拘束適正化に取り組むにあたって、高齢者虐待防止のための指針を定め、「高齢者虐待防止委員会」を設置する。

３　高齢者虐待防止委員会が定める研修計画に基づき、職員の人権意識を高めるための研修を実施する。

４　高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止のための指針に則り、高齢者虐待防止担当者を置く。

（災害発生時の対応）

第１５条　三鷹市内に震度５強以上の地震が発生した場合など、事業継続が困難な状況下においては、別に定める「事業継続計画（BCP）」に基づき、可能な限り事業を継続し、あるいは事業を休止する。

２　災害に備え、避難訓練及び防災訓練並びにBCP訓練を計画的に行う。

（感染症の予防及びまん延防止と発生時の対応）

第１６条　感染症の発生時には、別に定める「事業継続計画（BCP）」により、可能な限り事業を継続し、あるいは事業を休止する。また、センターは感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じる。

一　感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二　感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施すること。

三　感染症の予防及びまん延防止のための指針を適正に実施するための担当者を置くこと。

（苦情対応）

第１７条　センターは、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため所長を責任者とする苦情受付窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

第１８条　この規定に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規定は平成 28 年 04 月 01 日から施行する。

平成 31 年 04 月 01 日　一部改正

令和 04 年 04 月 01 日　一部改正

令和　06 年 04 月 01 日　一部改正

令和　07 年 04 月 01 日　一部改正